②　本件の落札者は、工事の契約に先立ち、当機構と「多摩ＮＴ諏訪団地・永山団地11棟耐震改修工事の設計・施工に関する覚書」(以下「設計・施工に関する覚書」という。)(別冊「設計条件書」による。)を交換し、実施設計図書を作成する。

③　上記②の実施設計図書が完成したときは、「設計・施工に関する覚書」に基づき、工事請負契約を締結する。

④　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。

⑤　本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、下記２⑾に示す監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

⑥　本工事においては、申請書の提出（ただし、資料の提出は持参するものとする。)及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、当機構東日本賃貸住宅本部長（以下「東日本賃貸住宅本部長」という。)の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

２　競争参加資格　次の⑴から⑰に掲げる条件をすべて満たしている者又は⑱の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。)であり、かつ、⑲に掲げる競争参加資格の確認の手続きにより上記１に示す工事（以下「本工事」という。)に係る共同企業体としての競争参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。)の認定を受けている者であること。

⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

⑵　当機構東日本地区における平成25・26年度一般競争参加資格について建築工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東日本賃貸住宅本部長等が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けていること。)。

⑶　当機構東日本地区における平成25・26年度一般競争参加資格の建築工事の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。(上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。)

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

⑸　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑹　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。

⑺　当機構東日本賃貸住宅本部（所管事務所を含む。)発注工事の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

⑻　総合評価に係る「施工計画」及び「技術提案」等が適正であり、不備なく記載されていること。

⑼　次の①又は②に掲げる条件を満たす者とする。

①　単独申込みの場合は、次のイ～ヘに掲げる条件を全て満たすこと。(設計業者が申込者の一員となる場合を含む。)

イ　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年度法律第123号）第６条第１号に規定する建築物のうち、次のａまたはｂのいずれかの実績を有するもの。(ただし共同企業体としての実績は、代表者の場合のものに限る。)

ａ　地上７階建以上の建築物の耐震改修の設計実績

ｂ　制震補強で提案する場合は、制震補強による耐震改修の設計実績

ロ　次のａまたはｂのいずれかの実績を有するもの。(ただし共同企業体としての実績は、代表者の場合のものに限る。)

ａ　耐震改修の設計において第三者機関の審査を受けた設計実績

ｂ　地上３階建以上の新築建築物の設計実績

※　地上３階建以上の新築建築物の設計実績とは、本公告日の前日までに「建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令」に規定する指定性能評価機関の「性能評価」(平成12年５月31日以前においては、㈶日本建築センターの構造評定」)が完了した設計実績があること。

ハ　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく建築士事務所登録を行い、実施設計を行うことができる者又は同登録を行っている建築士事務所に実施設計を行わせることができる者であること。

ニ　平成15年度から本公告日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた、次のａ及びｂの条件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、２者の場合は出資比率30%以上、３者の場合は出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

ａ　地上３階建以上のＲＣ造又はＳＲＣ造の建築物の耐震改修工事（ただし、耐震改修に係る部分の工事の請負金額が１億円以上であること。)(以下、「同種工事」という。)

ｂ　制震補強を提案する場合は、地上３階建以上の建築物の制震構法による工事

ホ　発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。

ヘ　設計業者を申込者の一員とする場合には、次のａ及びｂの条件を満たす者であること。

ａ　当機構東日本地区における平成25・26年度建築設計に係る一般競争参加資格の認定を受けている者で、一級建築士事務所登録のある者

ｂ　上記①イ及びロの条件を満たす者

②　共同申込みの場合は、次のイ～ハに掲げる条件を全て満たすこと。(設計業者が申込者の一員となる場合を含む。)

イ　共同企業体の代表者は、上記①イ～ホの条件を全て満たす者

ロ　共同企業体の代表者以外の構成員については、上記①ニ及び上記①ホに掲げる条件を満たす者とする。

ハ　設計業者を申込者の一員とする場合には、上記①への条件を満たす者。

⑽　施工体制に関し、次の要件を備えていること。

①　会社としての「かし処理体制」が整備されていること。

②　施工に当って、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。)がそれぞれ独立した体制を取ることができること。

⑾　次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること（共同申込みの場合は、共同企業体の全ての構成員が配置できること。)。

①　一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成15年度から本公告日の前日までの期間に、上記⑼①ニａに掲げる工事について、上記①の有資格者としての経験を有する者であること。ただし、次のａ及びｂに掲げる基準を全て満たさない場合は、「同種工事」の経験とはみなさない。

ａ　対象工事の契約時点で上記①の資格を有していること。

ｂ　対象建築物の工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（建築主事等による完了検査の日）までの全ての期間に従事していること。